

南基鶴著

『蒙古襲来と鎌倉幕府』

村井章介

1

著者南基鶴氏は、一九六二年韓国に生まれ、ソウル大学大学院東洋史学科修士課程・檀国大学大学院博士課程を経て、一九八八年より京都大学大学院文学研究科で大山喬平氏に日本中世史を学び、現在翰林大学校日本学科の専任講師を勤める。本書は、一九九四年に京都大学に提出された博士号請求論文に手を加えたものである。

近年、日本に留学して日本語で博士論文を執筆し、学位を取る韓国人の日本史研究者が多いが、しばらく前までは、近現代、ついで古代を専攻分野とする場合が大半であった。しかし最近、中世や近世を研究対象として選択する人が徐々に増えている。戦後五〇年を経て、植民地支配や日本帝国主義と直接の関わりがうすい日本史の歴史的時代にも、若い韓国人研究者の関心が向けられるようになったことがうかがえる。著者は、まさにもなくそうした「新しい波」の先駆者のひとりである。

もつとも、著者が日本史の研究を志したきっかけは、一九八二年に起きた、日本で使用される歴史教科書への韓国国内での批判だったというから、政治的な問題意識と無縁なところで研究対象が選ばれたわけではない。しかし、論述の内容にそうした問題意識が露頭しているわけではなく、きわめてオーソドックスな手法に基づく実証論文として、日本人研究者の著作と同列に置いて検討の対象としうるレベルを達成している。

本書は四つの章から構成され、全体として、蒙古襲来の全体像を国内史の視角を中心に描き出そうとしている。第一章「蒙古襲来と鎌倉幕府の対応——対応策の性格をめぐって——」（初出は『史林』七三巻五号、一九九〇年）は、幕府の対応策を、国内の政治・社会問題との関連で歴史的に位置づけようとする。第二章「蒙古襲来以後の幕府政治——弘安の改革とその挫折——」（本書が初出）は、襲来のもたらした軍事的政治的緊張という条件のもとに、弘安の改革の歴史的性格を究明し、霜月騒動の再検討を試みる。第三章「蒙古襲来と朝幕関係の展開」（初出は『日本歴史研究』第三輯、ソウル、一九九六年・韓国語）は、対外的危機に対する朝廷側の対応を中心に、建武新政にいたる朝幕関係の展開をあとづける。そして第四章「蒙古襲来以後の日本と東アジア」（初出は『アジア文化』第二二号、春川、一九九六年・韓国語）は、襲来以後の日本の対外関係史の特質を、元の対日政策を中心とする政治的要因と、神国思想の変化を中心とする思想的要因の両者から明らかにする。

いずれの章でも、日本史学界における関連研究がきつちりと参照され、そこから自己のとりくむべき課題を導き、それぞれの分

野で新しい観点を出そうとする努力の跡が見られる。対象にまっすぐに向きあおうとする姿勢には好感がもてる。したがって本来なら、各章について著者の見解を詳細に検討し、評者のそれと対置すべきところだが、紙数の制約により、評者の旧稿が批判の対象としてたびたび取り上げられている第二章をややくわしく検討することとしたい。それに先だって、一・三・四の各章の内容を簡単に紹介し、若干のコメントを加える。

2

第一章は、従来の研究が「幕府の対応策が日本国内の政治・社会問題によってどのように規定されたのか、という視角をほとんど欠落させており、そのため、対応策そのものの性格はそれほど明らかにされていない」(二頁)という批判に基づいて、つぎのような点を指摘する。

① 牒使処刑、「異国征伐」といった幕府の対蒙古強硬策は、「対外的危機をみずから醸成することによって、防衛体制に緊迫を加え」、「臨戦体制下で国内統制の強化を図った」ものである(二六頁)。

② 幕府が異国降伏祈禱や一宮・国分寺の興行に積極的・持続的にとりくんだ理由は、寺社の権威を振興することによって、武士を精神的に規制・統御して外部の脅威にふりむけようとした点にある。

こうした視角が、従来の研究史のなかで「ほとんど欠落」していたとは思えないが、それはあくとしても、著者は、幕府をあまりにも理性的かつ超越的な判断主体として捉えすぎてはいないか。

かつて経験したことのない外からの脅威に直面して、手さぐり状態で軍事的対応を探っていた幕府が、「対外的危機をみずから醸成する」といった火遊びに手を染める余裕があったろうか。また仏神事の振興にしても、武士の精神的規制・統御の手段として目的的に利用するほど、幕府は宗教に対して超然としていただろうか。

むしろ「異国征伐」は、僥倖に助けられた勝利の勢いを買っての冒險的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心から期待しての行為であった、という捉え方のほうが、中世的な意識構造に即した理解なのではないか。

評者はむしろ、この章のメリットは、幕府ではなく朝廷の対応策の評価にあると思う。従来の理解では、朝廷の返牒方針が幕府によって握りつぶされたという結果から、朝廷の外交的無能力を一面的に強調しがちであった。これに対して著者は、つぎのように述べる。

「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもので、それに対する蒙古側の反応を探ろうという意図が含まれていたと思われる。蒙古が初めから日本と交戦する意志があったとは見えず、そもそも南宋征伐にあたって、海上ルートに連なっている日宋兩國の通交関係の遮断をはかったことを考慮すれば、朝廷の「返牒」にそれなりの現実的対応の姿勢を認めることもできよう。(二三頁)。

このような東アジア国際関係史の視角から日本の国家権力の対応を捉える点で、従来の研究に不十分さがあつたことは否めない。そしてここから著者は、朝幕関係にも論をおよぼして、朝廷が

「國家の統治権者としての当然な権限の發動」として返牒方針を取ったことが、「外交面での幕府の主導権を制約」することを恐れた幕府は、「朝廷の外交権發動を抑止し、『牒状無礼』』『返牒無用』の大義名分に基づく強硬な態度を取った」という興味深い評価を導いてゆく（一四一―一五頁）。

第三章では、鎌倉時代の王朝権力に関する最近の研究の進展をふまえながら、つぎのような点を指摘する。

①対外的な問題についても朝廷の為政者意識が高まり、「返牒」問題のように、幕府の意向と衝突する事態も起きた。また龜山院政の弘安徳政は、「朝廷が統治の対象とする人・土地に対する國家的統制の強化を目指しており、それに相応する制度的装置として、訴訟制度の画期的な改革を伴っていた。朝廷が統治者として自己を取り戻すために払ってきた努力が、蒙古襲来の危機を契機にして、ここに至って一応結実したといつてよいであろう」（一四二頁）。

②蒙古襲来の危機の解消策として朝廷が行なった「徳政」は、「現実政治の改革への強い指向性を持ち、原理的には、政治の実権を握っている幕府の存在と衝突せざるを得ない」（一三六頁）が、現実には徳政の政策実現のための強制力を幕府に期待せざるをえなかったため、ただちに「討幕」へと突き進むことはなかった。

③後醍醐天皇は、「延喜・天曆に帰れ」というスローガンで「承久以後」の幕府中心の政治のあり方を否定し、また『徳政』の政治理念に外来の新しい宋学思想の君臣名分論を接合すること

で、王権＝天皇の支配権の絶対化という思想的武器を作り出し、討幕を推し進めるうえでの意識上の障害を乗り越えようとした」（一五三頁）。彼の討幕は、「承久以後」の朝幕関係のあり方を受容する貴族層の現状追認的な意識との戦いでもあった。

蒙古襲来以前から建武にいたる朝幕関係のあり方を、朝廷を外交主体として正當に位置づけるという観点から、一貫した見通しのもとに描いた点に意味がある。しかし、朝廷徳政の意義づけにしても、宋学の果たした役割にしても、従来の研究ですでに指摘されているところである。そうした成果をてぎわよくまとめた、という以上の論述には残念ながらなっていない。

第四章では、蒙古襲来以後の対外関係史研究を「軍事面や貿易面に主要関心が向けられ、外交面での日本の対外関係（政策）に対する検討・評価が粗略にされているように思われる。また、日・元関係に対する研究は進んでいるのに比し、麗・日関係に対する研究は遅れている」（一七七―七八頁）と総括したうえで、つぎのような点を指摘する。

①幕府は、軍事面では東アジアの情勢をそれなりに把握して対応したが、外交面ではみずから状況を変えていこうとする積極的で柔軟な態度に欠けていた。こうした外交の不在なし國際的視野の欠如が、幕府滅亡の一要因となった。

②二度の戦争にもかかわらず日元間には貿易商船が活発に往来し、得宗権力も「寺社造管料唐船」の派遣というかたちでこれに参入した。しかしこれは伝統的な外交方針を変更するものではなく、貿易の統制・独占による実利の追求に終始していた。

③蒙古襲来は、日元関係よりはむしろ麗日関係に否定的な影響をおよぼした。「進奉船貿易」という制限的な通交さえ途絶し、軍事的・政治的緊張が持続する一方、一四世紀には倭寇問題というあらたな難問が発生した。

④高麗が元の軍事力を借りようとしたのは、日本側の報復攻撃に対する警備のためであった。ほんらい日本遠征のために設置された征東行省は、遠征失敗後、対日防御機関としての機能を果たすことになった。一三〇二年、元の示した遼陽・征東両行省の合併案に対して、高麗が反対したのはそのためである。

⑤蒙古襲来を契機に、神国思想に内包される神秘的・独善的な自国優越意識が極端に増幅され、高麗に対する蔑視観や夷狄視が強まった。それと並行して、日本の優越性を「武威」(幕府の武力・威勢)に求める自己意識が発生した。両者が接合したところに、「異国(高麗)征伐」のような武断的侵略主義が生まれる。

この章の論述は、東洋史学科出身という特徴を活かして、日本史研究者の見逃しがちな東アジアレベルの要素の規定性を、積極的に打ち出しており、非専門家が読んでも面白い内容となっている。

たとえば④の征東行省の性格変化について、従来日本の学界では、高麗の国内政治の監視という面に偏って理解されてきた。麗元関係の問題として処理するこの見方に対して、著者は韓国における先行研究に依拠しつつ、元・麗・日三国の關係のなかに位置づけるという、より広い視点に立っている。

また⑤の思想的考察は、秀吉の朝鮮侵略が想起されているように、著者の政治的問題意識がうかがえる部分だが、「武威の国」

という自覚がこの時期に発生したという指摘は、近代にまで届く射程をもつ貴重なものである。本書を締めくくるにふさわしい論点といえる。

評者がこの章でもっとも興味をひかれたのは、①の論述に見られる「注」の視点である。

日本側が今回の交渉(注、一二九九年の成宗の国書)に対して、冷静で真剣に対処したならば、日本は「不臣」の朝貢国になることで済み、実際に実現する可能性が希薄だった、侵略の脅威から逃れることができたであろう。……元の進攻軍を撃退した諸国(注、緬国・安南・占城など)も、のちにはすすんでフビライ政権に入朝して従属関係を結んだ。そうしたほうが、元からの恒常的な圧迫から逃れることができるのはもちろん、政治上でも経済上でもメリットが大きいからであった。入朝さえすれば、フビライは再び軍を送らなかつた。……フビライの晩年、おそらく彼の死後、日本は、元を中心とする世界帝國的秩序のなかでの孤立・緊張状態から脱皮し、国際社会の一員として自身を位置づけることが可能かつ賢明であつたらう。(一八六頁)

従来、日本史の学界では、幕府の断固とした拒否の態度を賞賛することはあつても、元への従属を賢明な選択であつたとする右のような論調は皆無である。もちろん、高麗・東南アジア諸国・日本の反モンゴル戦争が、客観的に見れば、共通の課題をにない、最終的にはモンゴル勢力の撃退に成功した、というような観点は、旗田魏氏・片倉穰氏や評者の仕事のなかに見られる。しかしそれは「抵抗史」への共感に偏つた見方であり、元への臣事を、対

外的屈従として感情的に憎悪するのでなく、国際社会への参入といったプラス方向で評価することには、思いおよばなかった。このように価値中立的でひろやかな視野は、元を中心とするアジア全体を見渡し、かつ高麗と日本とを比較史的に考察しうる立場に
いる、著者ならではのものと見えよう。

もちろん、「日本側がフビライの外交交渉や高麗の勧告に応じて、元朝への臣事をしたならば、日本遠征の計画は棚上げになつたであろう」（一八五頁）などという想像は甘すぎる、という批判はありうる。しかし大勢論として、日本の貫いた武断的態度や防衛体制の維持が、「元を中心とする東アジア国際秩序に対抗・敵対する」（一八七頁）ものであったことはいなめない。

3

さて残った第二章は、弘安七年（一二八四）に幕府の政治改革の綱領的法令として制定された「新御式目」の分析を中心に、蒙古襲来がこの改革に与えた影響と、改革の推進者安達泰盛の政治的立場、および泰盛が減んだ霜月騒動の性格を考察したものである。オリジナルな史料分析が展開されており、本書中もつとも読みごたえがある。

周知のように、「新御式目」については従来の諸学説にきわだつた対立点がある。

評書
ひとつは網野善彦氏の説で、全三八ヶ条のうち「条々公方」という注記より前の一八ヶ条を、將軍の個人的・私的な行為規範を定めた部分、後の二〇ヶ条を、將軍の公的な活動の規定でやがて個別に法令として公布さるべき性格のもの、と解する。評者は、

右の解釈については網野説を採用しつつ、網野氏が弘安の改革の本質を御家人の保護、執権政治の完成に見だし、これを軸に泰盛派と得宗勢力との対立を解釈した点については、つぎのような見解を対置した。すなわち、泰盛の政治Ⅱ弘安改革の政治的目標は、「御家人の保護」や「得宗政治の推進」といったレベルを超えて、將軍権力の実質化を通じて幕府を金武士階級を結集する權力へと高めようとした点にある、と。

これに対して五味文彦氏は、法文の前半部にみえる「殿中」「内談」などの語の用法を通じて、これを得宗に求められた条項（御内条々）と解し、後半部の公方条々についても、將軍の、というよりは「將軍を含んだ幕府」の公的側面に対応するもので、その面において得宗がなすべき箇条を列記したものと、と解する。これによれば、泰盛が弘安の改革の主体として想定したのも当然得宗ということになる。この解釈は、「公方」の語の用法を網羅的に検討した古沢直人氏によって支持されている。

この対立を止揚すべく著者は、「新御式目」の個々の条文を厳密に再検討するという、オーソドックスな方法をとる。著者は、「内談」「殿中」等の語の使用例を再検討して、それが將軍に関わつて使われている場合もめずらしくないこと、さらに「申次番衆」「御行始」「椀飯」等の語が積極的に將軍に関わるものであることを示し、「新御式目」が將軍に求められたものであることはほぼ確実」と結論づける（八三頁）。

このように、「新御式目」の解釈については五味説を退け網野説を採用するのであるが、そのうえで著者は、弘安改革において「將軍が名実ともに改革の主体と見なされていたのではない」こ

とを強調し、「將軍をあくまでも制度上の首班と仰ぎながら、實質上幕府政治を主導する得宗権力の立場から設定されたもの」と結論づける(八三頁)。つまり法令の解釈では五味説を退けながら、改革の性格については「得宗政治の健全な発展」(二〇三頁)をめざしたものと評価することになり、奇妙なことに五味説に一致してしまふのである。そしてこの観点から、評者に対しても批判の矢が放たれる。

村井氏は、この改革の要諦として「將軍権力の確立」を挙げ、全武士階級の結集のための手段として「將軍権力を得宗の上位に位置づけること」を強調している。しかし、いままで検討した結果によると、弘安の改革は、事実上得宗を中心とする幕府政治の改革であつて、幕府の首長たる將軍はその表面に出されているにすぎない。(九六頁)

著者が、「新御式目」を解釈するなかで、將軍Ⅱ名目的ないし制度上の主体、得宗Ⅱ実質のないし事実上の主体、と判断する根拠としたのは、要約すればつぎの四点である。

①第六条の「申次番衆」の前身とみられる「間見参番」は、建長四年(一二五二)宗尊親王の鎌倉入りに際して設定されたが、その後執権・得宗による維持の努力にもかかわらず、しだいに有名無実化していた。第六条はこの「制度を再設定する措置であり、文面上は將軍に求められているけれども、それを設ける実質的主体は執権Ⅱ得宗側と考えるのが妥当であろう」(八二頁)。

②第一条で「御行始」「御方違」以外に將軍が御家人宅へ「入御」することが規制され、第三条で正月三ヶ日以外の梳飯が禁止されていることは、「將軍と御家人との主従関係の緊密化

を抑制すると同時に、御家人の経済的負担を軽減する、といった政策的意図を有し」ともに得宗権力の立場から設定された条項である(八二―八三頁)。

③学問と武道の興隆を求めた第三・四条、「毎物」に「真実之儉約」を求めた第九条、館の造営の過分を禁じた第一三条、將軍家への進物や饗応を規制した第一・一二条、廉直な奉行を召し仕うことを求めた第一六条などはいずれも、將軍家への諫戒を通じて御家人たちへの規制をねらつたもので、それぞれ執権・得宗側から発せられた先例がある(八四―八六頁)。

④第一九・二四条を具体化する法令として、弘安七年(一二八四)六月二五日に評定で制定された「鎮西神領興行令」「鎮西名主職安堵令」が、同年九月九日の「寄合」で最終的に確認されている。これは「弘安の改革の主要な側面をなす、鎮西名主職の安堵と仏神事の興行とが、ほかならぬ得宗を主体として進められていたことの徴証ではないか」(八七―八八頁)。

そして以上を総括して著者はいう。

形式的には將軍家に求められたものの、そこには時頼・時宗代以来の政策を受け継ぐ条項が多く、全体として執権Ⅱ得宗側による幕府政治の運営の上で必要とされた条々と思われる。とすれば、「新御式目」は執権・得宗時宗がその舅泰盛と一緒に生前に用意していた法令であつたとみることできる。(八六頁)

評者がなにより疑問に思うのは、「新御式目」で將軍にさまざまの事を求めている主体が、得宗ではなく安達泰盛である、という事実を著者が充分にはふまえておらず、泰盛の立場が得宗と

一体であることを、アプリオリな前提としていていることである。

なるほど、「新御式目」の各条項には、時頼・時宗代の先例がある。しかしだからといって、弘安年間においても、將軍に要請される内容が得宗の意志の反映であったとはかぎらない。弘安年間になると、得宗による権力掌握が、蒙古襲来という危機のなかで幕府内部にしないで亀裂を生みつつあり、それを幕府の基盤強化によって乗りきらねばならないという、あらたな課題が生まれだっていたからである。

著者の指摘する諸点を、泰盛を主語において読み直してみよう。①②③については、幕府内部に將軍の権力・權威を真に確立しようとするなら、個別の御家人ないし御家人グループと將軍との親密な関係は、かえって障害になる。泰盛の課題は、將軍を幕府の公的な主体とするところにあつたのだから、そこに將軍の恣意の抑制が含まれるのは、むしろ当然である。この三点が、「新御式目」の実質的制定主体を「執権||得宗側」とする根拠となりえないことは明らかであろう。

④については、弘安七年当時の「寄合」でもっとも重要な人物が泰盛その人であつたことを見落とすべきではない。もちろんだからといって得宗勢力の拠点という「寄合」の性格が失われるわけではない。その点で注目すべきは、両法令が評定で制定されてから「寄合」で確認されるまでに、二か月半もの時間が経つていることである。弘安の改革のテンポの速さからみて、これはきわめて異例である。評者はこの事実を、泰盛が、「寄合」のメンバーを始めとする幕府有力者に対して、この画期的な法令の実現を説得するために要した時間と考える。

結局、著者と評者の学説のわかれめは、弘安年代における、將軍を中心にして泰盛と得宗勢力とが結ぶ関係をどのように理解するか、という点にある。著者は、泰盛と得宗勢力を一体のものとして見、それが將軍を改革の名目的な主体として押し立てた、と考える。評者は、泰盛は將軍権力を実質的なものとすることを改革の軸に置き、そのために得宗勢力と衝突するにいたつた、と考える。どちらがこの時期の政治状況に即した説だろうか。

さて著者は、弘安の改革と將軍との関係について、つぎのように述べる。

弘安の改革が、幕府の財政を再建し、幕府の基盤を全武士階級にまで拡大し、さらに幕府の国制上の地位を高めようとするならば、建前上その主体としてふさわしいものは、やはり幕府の首長たる「將軍」を置いてほかにない。幕府の財政の基礎をなす関東御領は、取りも直さず本所の將軍家の直轄領にはかならないし、幕府の国制上の地位を代表する者はおちろん將軍である。得宗は実質的には幕府権力を掌握していても、御家人支配の正統性すら持たない存在である。そこで、全武士階級を結集する理念的・制度的求心点として「將軍」が前面に持ち出されるのが必至であつた。(九七頁)

評者はこの意見に全面的に賛成である。というより、これは評者がかつて述べたことを要約したような文章である。そして、この命題と得宗の存在とは矛盾する。幕府体制上は一般の御家人と横並びの存在にすぎない得宗や北条一門が、実質的に幕府権力を掌握している状態は、全武士階級の結集という目的にとつて大きな障害となる。全武士階級を結集させるには、將軍は形式的な

ざりのままでいてはならない。御家人制の枠を拡大するとともに、御家人の主君である將軍の地位の実質化、つまりは「將軍権力の確立」が必須となる。そして將軍権力の確立のためには、終局的には得宗は排除されなければならない。

弘安の改革が「得宗政治の健全な發展」をめざすものであるなら、なぜ有力な外様である安達泰盛を推進主体として、得宗時宗の死によって生じた一種の空白期に、堰を切ったように展開されなければならないのか。得宗の代替わりによる徳政、という説明が予想されるが、弘安の改革は、そうした一般的な説明ではとらえきれない密度と画期的な内容をもっている。泰盛がそれを「新御式目」というかたちで公にするには、時宗の死を待たなければならなかった、と評者は考える。

泰盛が、得宗家の外戚（貞時の外祖父）でありながら、同時に「御恩奉行」をつとめるような、制度上の「將軍権力」を代弁する立場にあったこと」は、著者も認めている。しかし著者は続けていう、「得宗権力を支える彼本来の立場や意向と矛盾するのではなく、むしろ実質的には將軍権力を統御する意味があったと理解すべきであろう」と（九九頁）。得宗権力を支えるのが泰盛「本来の立場」だ、という証明されざる前提に基づく、あまりにも強引な主張といわざるをえない。

泰盛は、得宗・將軍の双方と親密な関係にありながら、その両者から距離を置くことのできる立場にあり、だからこそ蒙古襲来の脅威のさなかに「全武士階級の結集」が幕府にとって切実な課題として立ちあらわれたとき、その担い手として泰盛が呼び出されてくるのである……。評者が旧稿で述べたこの主張を、著者の

批判にもかかわらず、改める必要はないと考える。

しかし考えてみれば、泰盛が歩もうとしたのはまことにけわしい道であった。まず、現実の皇族將軍が、真に全武士階級の結集点、すなわち「武家の棟梁」となりうる存在かどうかが大いに疑わしい。つぎに、御家人制の拡大は、本来閉鎖的・特権的な身分集団である旧来の御家人の地位を脅かす危険性を孕んでいる。そして最後に、当時すでに相当程度肥大化していた得宗権力のもとに、御家人に出自する武士がとりこまれる動き、すなわち御家人の御内人化が、広範に進行していた。

とはいえ他方で、泰盛の推進する改革に多大な期待をかける勢力が、幕府の内外に広範に存在しなければ、そもそもあれだけ多数の法令が短期間に集中すること自体ありえなかつただろう。霜月騒動が御家人と御内人の対決にとどまらず、御家人を二分する大規模な武力衝突に發展した根源的な理由を、評者はここに見いだす。

（A5判 二四五頁 一九九六年二月 臨川書店 六〇〇頁）

（東京大学文学部教授